

川崎市条件附採用教員審査会設置要項

(趣旨)

第1条 この要項は、川崎市条件附採用教員審査会(以下「審査会」という。)の所掌事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審査会は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号。)第12条の規定による条件附採用教員の正式採用について審査する。

(組織)

第3条 審査会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育委員会学校教育部指導課長
- (2) 川崎市総合教育センターカリキュラムセンター室長及び初任者研修担当指導主事
- (3) 教育委員会職員部長、教職員課長及び教職員課主幹
- (4) その他、教育委員会が適当と認める者

(会長及び副会長)

第4条 審査会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、職員部長をもって充て、副会長は教職員課長をもって充てる。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、必要に応じ会長が召集し、その議長となる。

- 2 議長は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その説明または、意見を聞くことができる。
- 3 審査会は、非公開とする。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、教職員課において処理する。

(委任)

第7条 この要項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要項は、平成14年2月19日から施行する。

この改正要綱は、平成15年12月1日から施行する。

この改正要綱は、平成17年12月1日から施行する。